

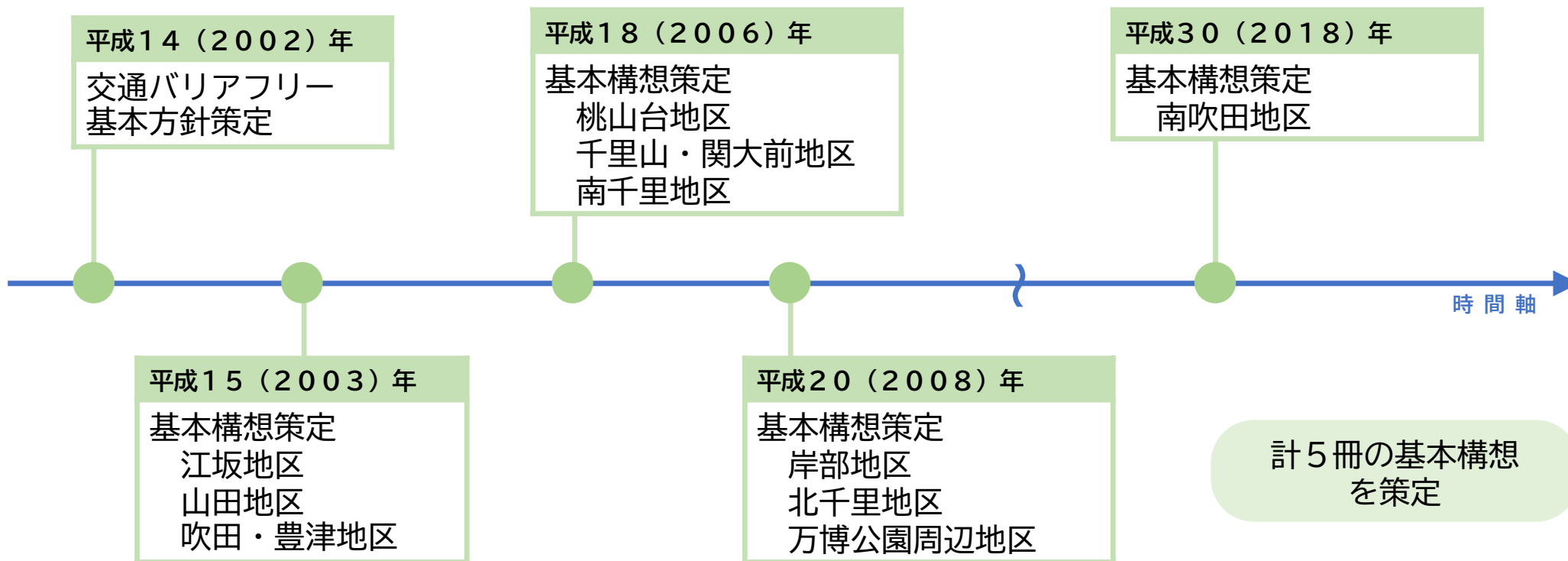
令和5年度 第1回 吹田市バリアフリー推進協議会

議題1：今後のバリアフリー化に関する取り組み

これまでの取り組み

基本構想の策定と事業実施

- これまで、バリアフリー基本構想という、道路や建物などのバリアフリー化を重点的に行う地区を10地区定め、バリアフリー化事業を展開してきました。



参考：バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは

- 高齢者、障がい者などの方が日常よく利用する施設が集まる地区において、重点的に行うバリアフリー化事業を記載した計画です。（図は事業の例）
- この構想で定めた事業（特定事業）は、事業実施が義務化されます。
- バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく計画です。



図：「バリアフリー新法の解説 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ユニバーサル社会の実現を目指して」（国土交通省、警察庁、総務省）

具体的な成果（進捗状況）

特定経路及び生活関連経路の バリアフリー化整備率（令和5年3月末時点）

地区名	令和4年度末【市道】			令和4年度末【市全体】		
	延長 (km)	整備済 延長 (km)	整備率 (%)	延長 (km)	整備済 延長 (km)	整備率 (%)
江坂地区	1.30	1.10	84.6	3.00	2.80	93.3
山田地区	1.70	1.70	100.0	3.90	3.90	100.0
吹田・豊津地区	4.70	3.90	83.0	8.60	7.80	90.7
桃山台地区	1.10	1.10	100.0	1.60	1.60	100.0
千里山・関大前地区	0.60	0.60	100.0	0.60	0.60	100.0
南千里地区	1.60	1.60	100.0	4.70	4.70	100.0
岸部地区	2.00	2.00	100.0	2.00	2.00	100.0
北千里地区	2.70	2.40	88.9	4.90	4.60	93.9
万博公園周辺地区	0.30	0.00	0.0	1.40	1.10	78.6
南吹田地区	1.30	1.30	100.0	1.30	1.30	100.0
計	17.30	15.70	90.8	32.00	30.40	95.0

※吹田・豊津地区、南千里地区及び桃山台地区におきましては、基本構想策定後、一部の路線が大阪府から吹田市へ移管されておりますが、表の数値は基本構想策定時の延長としております。

交通安全特定事業（信号機）の バリアフリー化整備率（令和5年3月末時点）

100%（当初計画の事業）

公共交通特定事業（鉄道駅）の バリアフリー化整備率（令和5年3月末時点）

100%（当初計画の事業）

更なるバリアフリー化に向けて
スパイラルアップが必要

今後の取り組みの方向性1

背景・経緯

- バリアフリー化の取り組みは、一定の成果をあげました。
- 一方、基本方針・基本構想の策定以降、障がい者の社会参加の更なる推進（障害者差別解消法の施行等）や高齢化が進んでいます。
- また、平成30（2018）年のバリアフリー法改正で、新しくマスタープラン制度が導入され、さらに基本構想の見直しの努力義務化がなされました。

今後の取り組み

- 更なるバリアフリー化の推進に向けて、マスタープランの策定や基本構想の見直しを行います。

マスタープラン※制度について

- 市域全体を含むバリアフリー化の方針を示すもの。
- 高齢者、障がい者等が利用する施設の集まった地区（移動等円滑化促進地区）を定めて、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画である基本構想の作成に繋げていくことをねらいとしている。



<マスタープラン・基本構想のイメージ図>

※移動等円滑化促進方針

今後の取り組みの方向性2

バリアフリー推進に向けた取り組み

- 基本理念の実現に向けて、以下の内容に取り組みます。

1 重点整備地区における取り組みの継続

【交通・まちの取組】

2 マスタープランを策定し、 分野別のバリアフリー化方針を設定

【まちの取組】

3 生活関連経路を市域全体でネットワーク化※し、 連続した移動経路を確保

【交通の取組】

※市域全体を移動等円滑化促進地区に設定予定

バリアフリー基本構想 基本理念

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
ー バリアのない交通・まち・ひと・しくみ ー

交 通

だれもが快適に利用できる駅や駅前広場
だれもが安全で安心に移動できる
連続した移動経路

ま ち

だれもが気軽に出かけられるまちづくり

ひ と

だれもが心ふれあい支え合う社会の実現

しくみ

だれもがともに考え、ともに作る
バリアフリー化

今後の取り組みの方向性3

バリアフリー推進に向けた取り組み

- 基本理念の実現に向けて、以下の内容に取り組みます。

4 心のバリアフリーに関する教育啓発を推進

【ひとの取組】

5 住民・当事者との協力※により、 新たな重点整備地区を設定

【しくみの取組】

※住民提案制度の活用推進等

バリアフリー基本構想 基本理念

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
— バリアのない交通・まち・ひと・しくみ —

交 通

だれもが快適に利用できる駅や駅前広場
だれもが安全で安心に移動できる
連続した移動経路

ま ち

だれもが気軽に出かけられるまちづくり

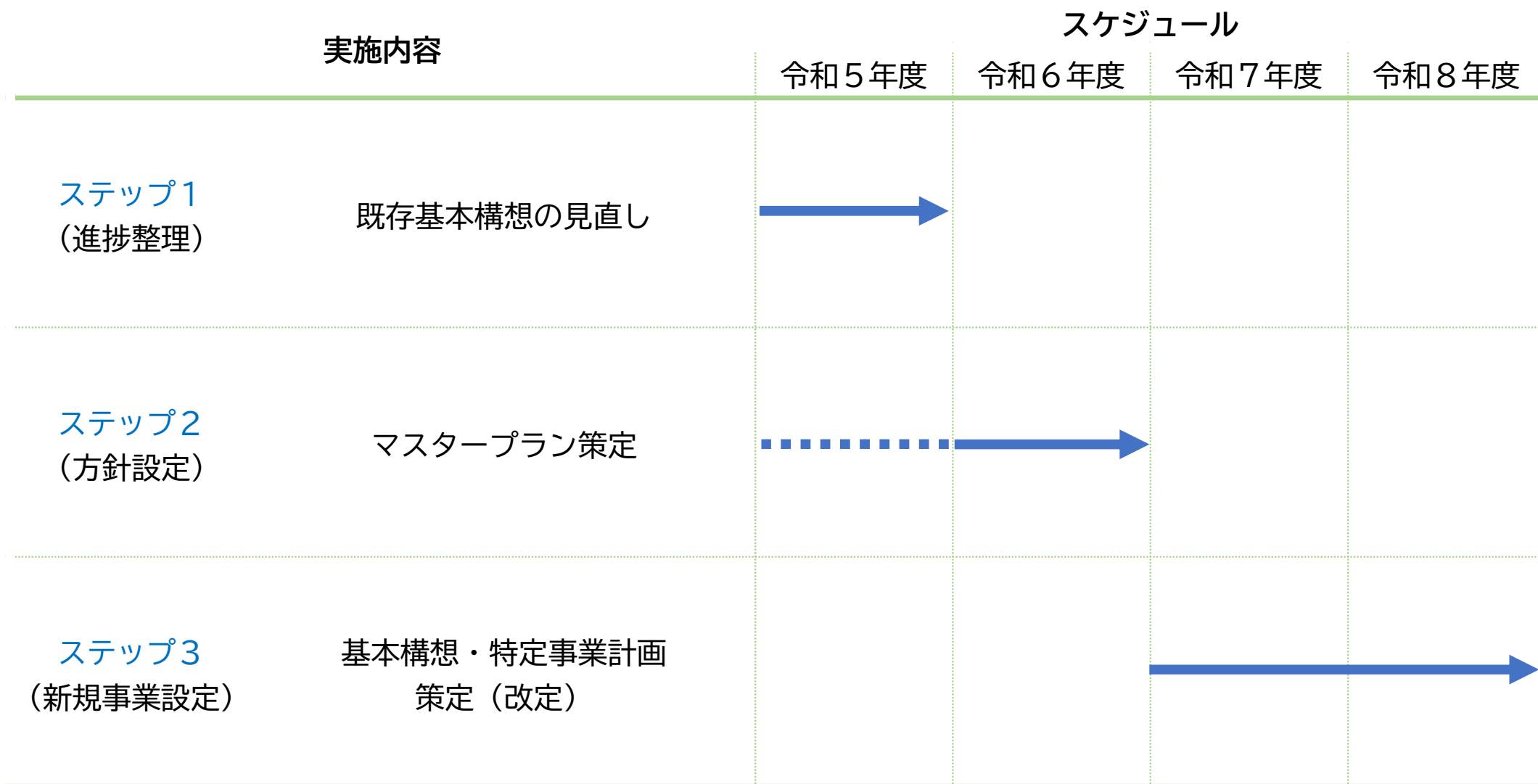
ひ と

だれもが心ふれあい支え合う社会の実現

しくみ

だれもがともに考え、ともに作る
バリアフリー化

今後の取り組みスケジュール



ステップ1：基本構想の見直し概要

見直し概要

- マスタープラン策定に付随する現況整理の一環として、見直しを行います。
- 本見直しは、これまでに計画した事業を次期構想の策定（令和8年度）までに完了することを目的としたものです。
- **ステップ3**で新規事業を設定することから、時間的な制約も踏まえて見直しは最小限にとどめます。

主作業1

5冊の基本構想を1本化します。

主作業2

事業の進捗を反映します。

見直しスケジュール

令和5(2023)年
11月頃

- **吹田市バリアフリー推進協議会**の開催
- 基本構想見直し案の確認

令和6(2024)年
1月頃

- パブリックコメントの実施

2月頃

- **吹田市バリアフリー推進協議会**の開催
- 基本構想見直し案の最終確認

3月頃

- 基本構想見直しの完了（公表）

ステップ2：マスタープランの策定概要

策定概要

- 市域全体のバリアフリー化方針は、現在の基本構想の考え方（理念など）を引き継ぎます。
- 重点整備地区はもとより、地区以外で行うバリアフリー化の取り組み方針を整理します。（下記例）

- 施設分野別の取組
（交通、学校、公園、防災等）
- 情報のバリアフリー
（バリアフリーマップ等）
- 心のバリアフリー
（教育啓発）

策定スケジュール

令和6(2024)年
3月～5月頃

- アンケートの実施

7月～8月頃

- 吹田市バリアフリー推進協議会の開催
- 計画方針の確認

9月～11月頃

- 吹田市バリアフリー推進協議会の開催
- マスタープラン案の確認

12月頃

- パブリックコメントの実施

令和7(2025)年
2月頃

- 吹田市バリアフリー推進協議会の開催
- マスタープラン案の最終確認

3月頃

- マスタープラン策定の完了（公表）

ステップ3：基本構想改定及び特定事業計画の策定概要

改定概要

- 事業化の調整が可能な地区を重点整備地区に設定します。
- 地区設定にあたっては、市発案のプッシュ型提案のほか、住民提案制度（プル型）の受け入れ体制を検討します。

※特定事業計画：基本構想の内容をもとに具体的なバリアフリー化事業を記載したもので、施設設置管理者が作成する計画。

改定スケジュール

- | | |
|----------------------|---|
| 令和7(2025)年
5月～8月頃 | • 吹田市バリアフリー推進協議会の開催
• 重点整備地区の決定 |
| 9月～翌年2月頃 | • ワークショップ等の開催 |
| 令和8(2026)年
2月～3月頃 | • 吹田市バリアフリー推進協議会の開催
• 事業の確認 |
| 6月～8月頃 | • 吹田市バリアフリー推進協議会の開催
• 基本構想及び特定事業計画案の確認 |
| 10月～11月頃 | • パブリックコメントの実施 |
| 12月頃 | • 吹田市バリアフリー推進協議会の開催
• 基本構想及び特定事業計画案の確認 |
| 3月頃 | • 基本構想策定の完了（公表） |